

弘前市障がい者・障がい児施策推進計画（素案）への意見募集（パブリックコメント）

市では、障がい者施策の基本的な指針の「弘前市障がい者計画」と、障害福祉サービス等の提供体制を確保し、国の定める基本指針に即して策定する「第7期弘前市障がい福祉計画及び第3期弘前市障がい児福祉計画」を「弘前市障がい者・障がい児施策推進計画」として一体的に策定します。このたび、計画の素案がまとまりましたので、市民の皆さんから意見や提案を募集するため、パブリックコメント（意見公募手続き）を実施します。

1. 募集期間

令和5年12月18日（月）～令和6年1月12日（金・必着）

2. 計画（素案）の閲覧方法

市のホームページ、または障がい福祉課（市役所前川本館1階）、岩木総合支所総務課（賀田一丁目）、相馬総合支所民生課（五所字野沢）、市民課駅前分室（駅前町、ヒロロ3階総合行政窓口）、市民課城東分室（末広四丁目、総合学習センター内）、東目屋・船沢・高杉・裾野・新和・石川の各出張所に資料を用意しております。

※土・日曜日・祝日、年末年始を除く（ただし市民課駅前分室は、土・日曜日・祝日も閲覧可）
／市ホームページでも閲覧できます。

3. 対象

- ①市内に住所を有する人
- ②市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ③市内の事務所または事業所に勤務する人
- ④市内の学校に在学する人
- ⑤本市に対して納税義務を有する人または寄附を行う人
- ⑥本計画に利害関係を有する人

4. 意見の提出方法

所定の記入用紙または任意の様式に、氏名（法人等の場合は名称及び代表者氏名）、住所、在住・在学の別（任意様式の場合は対象①～⑥のいずれか）、件名（「弘前市障がい者・障がい児施策推進計画（素案）への意見」など、任意様式のみ）を必ず明記し、次のいずれかの方法で提出してください。

- ①郵送 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 弘前市障がい福祉課宛
- ②持参 弘前市障がい福祉課（市役所前川本館1階）窓口A-105まで
（平日の午前8時30分～午後5時）
- ③ファクス 0172-32-1166
- ④Eメール…shougai-fukushi@city.hirosaki.lg.jp
- ⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函

市役所総合案内所、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、市民課駅前分室、市民課城東分室、東目屋・船沢・高杉・裾野・新和・石川の各出張所に設置されています。

※記入漏れがある場合は、意見として受け付けませんので、ご注意ください。また、電話など口頭では受け付けません。

5. 意見等に対する処理について

寄せられた意見などは、計画策定の参考とするほか、後日集約し、氏名・住所を除き、対応状況を市のホームページで公表します。なお、個別回答はしませんので、ご了承ください。

6. 問い合わせ先 弘前市障がい福祉課（電話：0172-40-7122）